

【入湯税納入申告書の記入例（宿泊施設・日帰り施設併設ありの場合）】

提出用／控用

法人番号
又は個人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

収受印

入湯税納入申告書

令和 6 年 11 月 15 日

法人の場合、法人名称と代表者氏名を記入。
 個人の場合は氏名のみ記入。

特別徴収義務者氏名

有限会社 千姫旅館
代表取締役 ○○ ○○

常総市市税条例第138条第3項の規定により、下記のとおり入湯税を納入します。

鉱泉浴場の名称を記入。

営業の種類	旅館業	称号又は屋号	千姫旅館
営業所の所在地	常総市水海道諏訪町3222番地3	営業主 住(居)所 (所在地)	常総市水海道諏訪町3222番地3
		氏名 (名称)	有限会社 千姫旅館

① 211 ② 70 ③ 141 人

課税標準 (A+B-C) 税額 21,150 円

【税率：1人あたり150円】
課税標準 (A+B-C) × 150円

令和 6 年 10 月分 入湯税

税額欄の金額が一致しているか確認。

日	課税標準		うち 課税免除 (人)	税額 (円)	課税標準	うち 課税免除 (人)	税額 (円)
	宿泊(人)	日帰り(人)					
1	2						0
2	3	2	2	450	18	7	1,050
3	5			750	19	10	1,500
						4	600
						4	1,050
						4	0
							1,200
							0
				600	25	6	900
10	9	9		0	26	15	4
11	11	1	2	1,500	27	8	7
12	23	6	9	3,000	28	2	1
13	19	4	6	2,550	29		1
14	5			750	30		8
15	2			300	31	3	8
16		1	1	0	計	A 151	B 60
						C 70	21,150

① (課税標準の人数) から② (課税免除の人数) を差し引いた数値を記入。

宿泊者のうち、年齢満12歳未満の者は課税免除となります。
 宿泊者数と課税免除者数の欄の両方に該当者の人数を計上してください。
 (例) 10月11日の宿泊者11人のうち満12歳未満の子が1人いました。
 なお、この日の日帰り入浴者数は1人でした。課税免除の対象は2人となります。残りの10人は入湯税が課税されます。(税額…10人×150円＝1,500円)

注1 この申告書は、毎月分の入湯税について、翌月15日までに提出しなければなりません。ただし、旅館等で入湯客がいなかった場合や入湯客が課税免除対象者のみであった場合で、当該月における納入すべき入湯税が「0円」であるときはこの限りではありません。

注2 「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

注3 日帰りで入浴する者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、年齢満12歳未満の者は課税免除となります。